

○越前町建設工事等請負業者の指名停止等の措置に関する要綱

平成17年2月1日

訓令第27号

改正 平成18年7月26日訓令第12号

平成25年8月21日訓令第13号

平成28年12月19日訓令第17号

平成29年4月1日訓令第10号

平成30年4月1日訓令第12号

(趣旨)

第1条 この訓令は、越前町が発注する建設工事（道路等の土木施設の維持管理業務を含む。）及びこれに関連する調査、測量、設計並びに機械類の製造等（以下「町発注工事等」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため当該年度の越前町競争入札参加者資格名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者（以下「有資格業者」という。）に対する町発注工事等の指名競争入札における指名の停止（以下「指名停止」という。）に関する事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 町長は、町発注工事等に関し有資格業者が別表左欄に掲げる指名停止事由があると認められるときは、それぞれ右欄に定めるところにより情状に応じて指名停止期間を定め、当該有資格業者に対して指名停止を行うものとする。

2 前項の指名停止を行ったときは、町発注工事等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。又、既に当該指名停止に係る有資格業者を指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 町長は、前条第1項の規定より指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人が明ら

かになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止期間の範囲内において情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 町長は、前条第1項の規定より共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 町長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成人に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が、別表左欄に掲げる指名停止事由が2以上あるときは、それぞれ右欄に定める期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が、指名停止期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、別表左欄に掲げる指名停止事由に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止期間が1箇月に満たないときは1.5倍とする。

3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表に規定する指名停止期間の下限未満の期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する指名停止期間の上限を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は、3年を超えないものとする。

5 町長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状を酌量すべき

特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止期間を変更することができる。

6 町長は、指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

7 指名停止業者から営業を実質的に継承したと認められる有資格業者は、当該指名停止業者の指名停止措置を引き継ぐものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請の禁止)

第6条 指名停止期間中の有資格業者は、町発注工事の下請負人となることできない。ただし、指名停止の始期以前に下請負人となり、かつ、当該町発注工事の施行能力があると認められる場合は、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第7条 町長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(経営不振等に対する措置)

第8条 町長は、別表に掲げる措置要件に該当するおそれがある場合のほか、有資格業者が経営不振に陥ったと認められるとき、その他工事等を受注させるのにふさわしくないと認められるときは、当該有資格業者について指名の対象外（以下「指名除外」という。）とすることができる。

2 前項の規定により指名除外した有資格業者について、指名除外とする理由がなくなると認められるときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。

(報告)

第9条 所属担当者は、その所管する工事等の施工に関し、有資格業者に指名停止又は指名除外（以下「指名停止等」という。）の事由があると認めるときは、指名停止（除外）事由発生報告書（様式第1号）により速やかに町長に報告しなければならない。

2 課長は、指名停止等中の有資格業者に対し、第4条第5項により指名停止期間を変更し、又は同条第6項により指名停止を解除し、若しくは前条第2項により指名除外を解除することが相当と認めるときは、それぞれ指名停止期間変更事由発生報告書（様式第2号）、指名停止（除外）解除事由発生報告書（様式第3号）により速やかに町長に報告するものとする。

(委員会の承認)

第10条 町長は、前条の報告を受け、指名停止等の措置を行うときは、あらかじめ越前町建設工事等指名業者選考委員会の審議を経るものとする。

2 町長は、別表第5に関し前項の審議を行うときは、あらかじめ関係行政庁に対し文書により意見を求めるものとする。

(指名停止の通知)

第11条 町長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定による指名停止を解除したとき、及び第8条第1項により指名除外し、又は同条第2項の規定による指名除外を解除したときは、所属担当者及び当該有資格業者に対し遅滞なく、指名停止通知書（様式第4号の1及び様式第4号の2）、指名停止期間変更通知書（様式第5号の1及び様式第5号の2）、指名停止解除通知書（様式第6号の1及び様式第6号の2）、指名除外通知書（様式第7号）、指名除外解除通知書（様式第8号）により通知するものとする。ただし、町長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(町発注工事等以外の工事施工者に対する準用)

第12条 町発注工事等以外の公共又は民間発注による建設工事等につき有資格業者が指名停止等の事由に該当するため、町発注工事等の指名競争入札において指名することが適当でないと認められる者に対しては、この訓令を準用して指名停止等を行うことができる。

(指名停止等の事務)

第13条 この訓令に定める指名停止等に関する庶務は、監理課において処理する。

附 則

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月26日訓令第12号)

この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月21日訓令第13号)

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月19日訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日訓令第10号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日訓令第10号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第2条、第4条、第8条、第10条関係)

指名停止事由	指名停止期間
1 贈賄 (1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、越前町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 前号に掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、	逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上12箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から2箇月以上6箇

<p>又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>月以内</p>
<p>2 安全管理措置不適切による事故</p>	
<p>(1) 町発注工事等の施工に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は公衆の財産に重大な損害を与えたとき。</p>	<p>当該認定した日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(2) 町発注工事等の施工に当たり安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定した日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>(3) 福井県内の工事等で町発注工事等以外の工事等（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は公衆の財産に重大な損害を与えたとき。</p>	<p>当該認定した日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(4) 一般工事等の施工に当たり安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定した日から2週間以上2箇月以内</p>
<p>3 過失による粗雑工事等</p>	
<p>(1) 町発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(2) 一般工事等の施工に当たり過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>4 契約違反</p>	
<p>(1) 町発注工事等の施工に当たり第3項第1号に掲げる場合のほか、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から1箇月以上4箇月以内</p>

5 暴力団関係

(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

当該認定した日から6  
箇月以上24箇月以内

(2) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が、不正に暴力団関係者を

当該認定した日から2  
箇月以上18箇月以内

(3) 有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有していると認められるとき。

当該認定した日から2  
箇月以上18箇月以内

(4) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前3号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。又は前3号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

当該認定した日から2  
箇月以上18箇月以内

6 独占禁止法違反行為

(1) 福井県内及び福井県近郊の府県において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引

当該認定した日から3  
箇月以上18箇月以内

の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。

7 談合

(1) 福井県内及び福井県近郊の府県において、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上18箇月以内

8 不正又は不誠実な行為

(1) 前各項各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。

当該認定した日から1箇月以上9箇月以内

(2) 前各項各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。

当該認定した日から1箇月以上9箇月以内



様式第1号(第9条関係)

年 月 日

越前町長 様

課 (局) 長

指名 停止  
除外 事由発生報告書

越前町建設工事等請負業者の指名停止等の措置に関する要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

該当有資格者の商号 代表者氏名、所在地		
指 名 停 止 等 の 事 由	該 当 条 項 別表の措置要件	
	事 実 の 内 容	

様式第2号(第9条関係)

年 月 日

越前町長 様

課 (局) 長

指名停止期間変更事由発生報告書

下記の者に対する指名停止につき、次の理由により、その期間を短縮(延長)することが相当と認められるので、越前町建設工事等請負業者の指名停止等の措置に関する要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

指名停止業者 商号 代表者氏名 所在地	
理          由	

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

越前町長 様

課 (局) 長

指名 停止  
除外 解除事由発生報告書

下記の者に対する指名停止(除外)につき、次の理由により、解除することが相当と認められるので、越前町建設工事等請負業者の指名停止等の措置に関する要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

指名停止業者 商号 代表者氏名 所在地	
理           由	

様式第4号の1(第11条関係)

番 号  
年 月 日

指名委員会の長  
指名委員会委員 様

越前町長

指 名 停 止 通 知 書

越前町建設工事等請負業者の指名停止等の措置に関する要領①条項別表第②の規定に基づき、下記のとおり指名停止を行うこととしたので、指名事務の執行につき、遺憾のないよう願います。

記

- 1 業者の表示 ③
- 2 指名停止期間 ④

(注)

- 1 ①には、根拠条項を記載する。
- 2 ②には、該当する措置要件の条項を記載する。
- 3 ③には、該当する業者の住所、商号又は名称、代表者の氏名を記載する。
- 4 ④には、指名停止期間始期及び終期を記載する。

様式第4号の2(第11条関係)

番 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

越前町長

指 名 停 止 通 知 書

この度貴社の ① ことは誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

- 1 指名停止期間 ②
- 2 指名停止理由 ③

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、指名停止期間始期及び終期を記載する。
- 3 ③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第5号の1(第11条関係)

番 号  
年 月 日

指名委員会の長  
指名委員会委員 様

越前町長

指名停止期間変更通知書

さきに、 年 月 日付け第 号をもって指名停止を行った旨を通知した下記業者について、この度当該指名停止期間を変更したので、指名事務の執行につき遺憾のないよう願います。

記

- 1 業者の表示
- 2 従前の指名停止期間
- 3 変更後の指名停止期間
- 4 変更理由

様式第5号の2(第11条関係)

番 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

越前町長

指名停止期間変更通知書

さきに、 年 月 日付け第 号をもって貴社の指名停止を通知したところであるが、この度下記のとおり当該指名停止期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止期間
- 2 変更後の指名停止期間
- 3 変更理由

様式第6号の1(第11条関係)

番 号  
年 月 日

指名委員会の長  
指名委員会委員 様

越前町長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

さきに、 年 月 日付け第 号をもって指名停止を行った旨を通知した下記業者について、この度当該指名停止を解除したので通知する。

記

1 業者の表示



様式第6号の2(第11条関係)

番 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

越前町長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

さきに、 年 月 日付け第 号をもって指名停止を通知したところであるが、  
この度当該指名停止を解除する。

様式第7号(第11条関係)

番 号  
年 月 日

指名委員会の長  
指名委員会委員 様

越前町長

指 名 除 外 通 知 書

越前町建設工事等請負業者の指名停止等の措置に関する要綱第11条の規定に基づき、この度下記業者に対し、下記のとおり指名除外とする措置を行うこととしたので、指名事務の執行につき、遺憾のないよう願います。

記

- 1 業者の表示
- 2 指名除外とする期間

様式第8号(第11条関係)

番 号  
年 月 日

指名委員会の長  
指名委員会委員 様

越前町長

指 名 除 外 解 除 通 知 書

さきに、 年 月 日付け第 号をもって指名除外を行った旨通知した下記業者について、この度当該指名除外を解除したので、指名事務の執行につき、遺憾のないよう願います。

記

1 業者の表示

○越前町建設工事等請負業者の指名停止等の措置に関する要綱の  
運用基準

平成28年12月19日

訓令第18号

改正 平成29年4月1日訓令第11号

この訓令は、越前町建設工事等請負業者の指名停止等の措置に関する要綱（平成17年越前町訓令第27号）の規定に基づき、町が行う指名停止等の措置について必要な運用基準を定めるものとする。

1 別表関係

一 業務（第6項、第8項第1号関係）について、

業務とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。

二 不正又は不誠実な行為（第8項第1号関係）について、

業務に関し不正又は不誠実な行為とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 町発注工事等に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

ウ 町発注工事等に関して、疑義について有資格業者の主張、請求、提訴が不当であり、町の責めに帰すべき事由がないことが明らかになる等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

エ 有資格業者が業務に関し、本町職員に対し威迫、暴言、暴行等の行為を行った場合、又は秩序を乱す言動、態度等を行った場合  
附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日訓令第11号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。